

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <p>地方公務員の職員数の純減の状況</p> <p>給与のあり方</p> <p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</p> <p>技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</p> <p>退職時特昇等退職手当のあり方</p> <p>福利厚生事業のあり方</p>	<p>課題1 は、行革推進法第55条で、地方公務員の職員数の純減率を4.6%と謳っているが、本市の場合、6.4%削減を盛り込んだ定員適正化計画(平成18年度～22年度)に基づいた職員数の管理を実施し、目標を上回るペースで削減が進んでいる。人件費についても、給与構造改革導入など適正化を図っている。下水道事業に従事する職員数は、昭和61年度をピークに年々減少してきており、集中改革プランの削減目標(1人減)は平成19年度に達成する。また、包括的民間委託導入にあわせて、平成20年度に更に1人減を行う。</p> <p>課題1 職員給与については、原則国公準拠となっており、ラスパイレス指数については、毎年低下し平成18年度については97.9となっている。また平成18年度より特殊勤務手当についての大幅な見直し、平成19年4月より、国家公務員の給与構造改革に準じた給与制度の改正、地域手当については、平成19年度は7%であるが、平成20年度に国家公務員の支給割合である6%に改正する(条例改正済)[地域手当の推移 H16...10% H17...9% H18...8%]など、給与の適正化を図っている。</p> <p>課題1 技能労務職の在職なし。</p> <p>課題1 退職時特別昇給については、平成16年度をもって廃止。退職手当については、埼玉県総合事務組合に加入しており、原則として国公準拠となっている。</p> <p>課題1 職員互助会については、福利厚生分として一人当たり年額約4000円弱の補助金を交付している。これ以降も適正な福利厚生事業の推進を図っていく。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <p>維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</p> <p>指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</p>	<p>課題2 従来の保守運転管理業務に施設用消耗品や薬剤の調達、光熱水費の支払、各種点検業務の管理等も委託範囲とし、複数年契約(平成19年～平成23年3月)で包括的に委託を実施。維持管理費の削減、効率的な経営に努める。(年間10,000千円削減見込み)</p> <p>課題2 従来の保守運転管理業務に施設用消耗品や薬剤の調達、光熱水費の支払、各種点検業務の管理等も委託範囲とし、複数年契約(平成19年～平成23年3月)で包括的に委託を実施。維持管理費の削減、効率的な経営に努める。(年間10,000千円削減見込み)</p>

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容				
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保 <table border="1" data-bbox="145 319 611 469"> <tr> <td data-bbox="145 319 611 469"> 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組 </td> </tr> </table>	料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	課題2 経費回収率、徴収率ともに現在の高水準の堅持に努める。特に口座振替、コンビニ収納の普及啓発に今後も努める。			
料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組					
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入 <table border="1" data-bbox="145 598 611 847"> <tr> <td data-bbox="145 598 611 726"> 経営健全化や財務状況に関する情報公開 </td> <td data-bbox="611 598 2136 726"> 地方自治法第243条の3の規定に基づく公表のほかにも、当初予算概要、決算データといった市の財政状況や集中改革プランの進捗状況等について、広報紙、インターネットを通じて積極的に公開している。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 726 611 847"> 行政評価の導入 </td> <td data-bbox="611 726 2136 847"> コストを正確に把握できるよう予算システム・給与システムと連動する事務事業評価制度を構築し、職員の意識改革を進めている。また、行政内部のみの評価にとどめず、外部評価も導入し、客観的視点からの事務改善を進めている。 </td> </tr> </table>	経営健全化や財務状況に関する情報公開	地方自治法第243条の3の規定に基づく公表のほかにも、当初予算概要、決算データといった市の財政状況や集中改革プランの進捗状況等について、広報紙、インターネットを通じて積極的に公開している。	行政評価の導入	コストを正確に把握できるよう予算システム・給与システムと連動する事務事業評価制度を構築し、職員の意識改革を進めている。また、行政内部のみの評価にとどめず、外部評価も導入し、客観的視点からの事務改善を進めている。	
経営健全化や財務状況に関する情報公開	地方自治法第243条の3の規定に基づく公表のほかにも、当初予算概要、決算データといった市の財政状況や集中改革プランの進捗状況等について、広報紙、インターネットを通じて積極的に公開している。				
行政評価の導入	コストを正確に把握できるよう予算システム・給与システムと連動する事務事業評価制度を構築し、職員の意識改革を進めている。また、行政内部のみの評価にとどめず、外部評価も導入し、客観的視点からの事務改善を進めている。				
5 その他					

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。